

# 公 示

航空自衛隊第2補給処  
十条支処公示第24号  
令和5年12月11日

分任支出負担行為担当官  
航空自衛隊第2補給処十条支処  
調達課長 林 千里

## 令和6年度国内（空港等）における燃料調達に係る契約希望者募集要領

標記について、下記のとおり定めたので希望者を募集します。

### 記

- 1 調達品等の概要  
別添「調達概要書（国内運航）〈公募〉」のとおり。
- 2 募集に応募できる者の資格及び条件  
応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。
  - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
  - (2) 応募及び契約締結時に有効な競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の製造」又は「物品の販売」の等級「A, B, C」に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者又は有する見込みのある者であること。
  - (3) 調達概要書に示す要求事項を全て満たし、規定する品目について、その取扱い及び納入方式等に条約、法規並びに協定等（以下「関連法規等」という。）が必要な場合は、関連法規等に定める許認可、承認又は届出等（以下「許認可等」という。）の必要な措置を講じることができる者であること。又は、契約締結までに必要な許認可等を取得できる見込みの者であること。
  - (4) 第2補給処十条支処が定める売買契約条項又は航空タービン燃料購入単価契約条項を適用して契約を締結することが可能な者であること。  
なお、別紙様式別表第1「令和6年度契約希望品目表（品目リスト）」中、「No. 8、No. 22、No. 57」については、航空タービン燃料購入単価契約条項及び航空タービン燃料購入単価に関する特約条項を適用して契約を締結することが可能な者であること。  
また、別紙様式別表第1「令和6年度契約希望品目表（品目リスト）」中、「No. 8、

No. 22、No. 57」以外について、民間の航空機への運航に支障を及ぼさない範囲で、年間契約を希望する者は、航空タービン燃料購入単価契約条項及び航空タービン燃料購入単価に関する特約条項を適用して契約を締結することが可能であること。

- (5) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について、防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 契約の履行に当たって必要となる特許権、実用新案権又は著作権等その他知的財産に関して法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能な者で、かつ、法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう、必要な措置を講じることができる者であること。
- (8) 契約の履行に当たり保全すべき情報が存在する場合、知り得た保護情報の取扱いを適切に管理できる者であること。
- (9) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等から排除対象者として指定されている者でないこと。
- (10) 不具合発生時、迅速、かつ、継続的に対応可能な者であること。

### 3 応募方法

#### (1) 提出書類

応募する者（以下「応募者」という。）は、別紙様式の「契約希望申請書」（以下「申請書」という。）並びに第2項に掲げる資格を満たしていることを証明する資料（以下「審査資料」という。）を提出しなければならない。（別紙様式中別表第2参照）

#### (2) 審査資料の省略

当該年度に再度応募する場合は、申請書にその旨を記載することにより、審査資料の提出を省略することができる。

#### (3) 提出部数

申請書及び審査資料（以下「提出資料」という。）は提出期限までに提出先へ持参もしくは郵送（期限必着）又は電子メールにより提出するものとする。

#### (4) 提出期限

令和6年1月12日（金）

ただし、提出期限後も随時、提出資料の受付を行うが、指名候補者名簿に登載したときから有効となる。

#### (5) 提出時間

行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない、午前8時30分から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

#### (6) 提出先及び問合せ先

〒114-8566

東京都北区十条台1-5-70

航空自衛隊第2補給処十条支処調達課契約班 03-3908-5121（内線7647）

### 4 仕様書等の閲覧及び問合せ

#### (1) 個別仕様書の閲覧

第3項第6号に同じ。

(2) 内容に関する問合せ

〒114-8566

東京都北区十条台1-5-70

航空自衛隊補給本部需品部需品管理課調達室 03-3908-5121 (内線 7134)

5 提出資料の審査等

(1) 応募者は、第2補給処十条支処又は補給本部の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、説明しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。

(2) 応募者は、第2補給処十条支処の担当者から契約受注体制等の調査のため、それぞれの事業所又は営業所等（以下「事業所等」という。）に係る調査の依頼があった場合には、当該事業所等の立入りを含め、全ての調査に協力しなければならない。

(3) 審査は、本要領第2項に掲げる資格要件を満たしているか否かを提出資料及び追加資料等の確認により審査する。

6 審査結果の通知等

審査の結果、応募資格及び応募条件を満たしている者については、指名候補者名簿に登載するとともに、その旨を通知する。その他の者については、当該名簿に登載されなかった理由を付して非登載通知を行う。

7 疑義の申立て

(1) 非登載の理由に不服のある者は、非登載理由等に係る書面を受け取ってから5日（休日を含まない。）以内に、書面により分任支出負担行為担当官に対して疑義の申立てを行うことができる。

ア 提出時間 第3項第5号に同じ。

イ 提出場所 第3項第6号に同じ。

ウ その他 書面は、持参もしくは郵送(期限必着)又は電子メールにて提出するものとする。

(2) 分任支出負担行為担当官は、疑義の申立てをされたときには、前号の最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、疑義の申立てをした者に対して書面により回答する。

8 再疑義の申立て

(1) 第7項第2号の内容に不服のある者は、非登載理由等に係る書面を受け取ってから7日（休日を含まない。）以内に、書面により分任支出負担行為担当官に対して再疑義の申立てを行うことができる。

ア 提出時間 第3項第5号に同じ。

イ 提出場所 第3項第6号に同じ。

ウ その他 書面は、持参もしくは郵送(期限必着)又は電子メールにて提出するものとする。

(2) 分任支出負担行為担当官は、再疑義の申立てをされたときは、前号の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に再疑義の申立てをした者に対して書面により回答する。

9 資料等の提出に当たっての留意事項

(1) 提出資料等の応募に当たっての官給品及び貸付品の貸与は行わない。

- (2) 提出資料に虚偽の記載をした者は、当該品目の指名候補者名簿へ登載しない。また、第2補給処十条支処における他の調達品に係る競争契約又は随意契約の相手方としない場合がある。
  - (3) 第5項第1号又は第5項第2号に反した者は、当該品目の指名候補者名簿へ登載しない。
  - (4) 提出資料の作成、提出、説明及び調査への協力に要する費用は、提出者の負担とする。
  - (5) 提出資料は返却しない。
  - (6) 提出資料は、提出者に無断で他の目的に使用しない。
  - (7) 提出期限を過ぎてからの提出資料の差し替え及び再提出は、資料の提出日をもって受け付けるものとする。ただし、審査の必要性から追加資料を求める場合は、この限りではない。
  - (8) 提出資料に自社以外のものがある場合は、事前に著作権等の必要な諸手続を済ませておくとともに、出所元を明らかにすること。
- 10 応募者の義務及び制約事項
- (1) 指名候補者名簿へ登載された者(以下「指名候補者名簿登載者」という。)には、調達要求があった場合、指名候補者名簿登載者が複数の場合は指名競争の通知、単独の場合は随意契約の通知を行う。ただし、義務違反があった場合又は不正な行為が認められた場合は、指名候補者名簿から削除することがある。  
なお、指名候補者名簿へ登載されていても、著しい経営状況の悪化等により指名競争に参加させることが適当と認められなくなった者及び随意契約の相手方として適当と認められなくなった者は、指名競争及び随意契約の通知を行わない。
  - (2) 指名候補者名簿登載者で指名競争の通知を受けた場合には、第2補給処十条支処入札及び契約心得(令和3年第2補給処十条支処公示第3号)を熟知の上、必ず入札に参加し、合理的な金額の入札書を提出しなければならない。
  - (3) 指名候補者名簿登載者で、契約することを希望しなくなった場合には、速やかに指名候補者名簿からの抹消請求を行わなければならない。
  - (4) 応募者は、閲覧した仕様書等の内容で一般に公開されていない情報について、第三者に開示、漏えいしてはならない。また、私に関わる仕様書等の閲覧等をする場合については、防衛省の指定する適格性を有するものに限る。
  - (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- 11 その他の注意事項
- (1) 前項各号の義務に違反した応募者は、第2補給処十条支処における応募を一定期間制限する。
  - (2) 募集品目は、今後必ず調達があることを保証するものではなく、また、仕様書等の内容に多少の変更がある場合がある。

添付書類： 1 別紙様式「契約希望申請書」  
2 調達概要書(国内運航)〈公募〉

別紙様式

令和 年 月 日

契約希望申請書

分任支出負担行為担当官  
航空自衛隊第2補給処  
十条支処 調達課長 ○○ ○○ 殿

所在地  
会社名  
代表者名  
担当者名  
連絡先

公示第 号（令和 年 月 日）の募集に関し、別表品目について資格要件資料を添付の上、応募します。

なお、同公示の内容を承諾し、遵守事項等に違反しないことを誓約します。

添付書類：別表第1「令和6年度契約希望品目表（品目リスト）」  
別表第2「資格審査申請表」  
資格審査資料一式